

環境対策特別委員会の設置について

本案を別紙のとおり提出する。

令和元年5月24日

大阪市会議長 広田和美様

提出者

ホンダリエ	永井啓介	佐々木哲夫	山下昌彦
杉山幹人	守島正	岡崎太	飯田哲史
大橋一隆	丹野壮治	佐々木りえ	高見亮
前田和彦	山本長助	北野妙子	福田武洋
八尾進	西徳人	西崎照明	明石直樹

(別紙)

大阪市会委員会条例（昭和31年大阪市条例第28号）第4条の規定に基づき、次のとおり特別委員会を設置する。

1. 名称

環境対策特別委員会

2. 目的

環境施策についての総合的検討並びにその促進を図るため、調査研究を行う。

3. 付議事件

- (1) 環境保全に関すること
- (2) 快適環境に関すること
- (3) 環境影響評価に関すること
- (4) その他環境問題に関すること

4. 委員定数

20人

5. 期間

市会閉会中も審査を行い、その終了まで継続する。